

どくりつぎょうせいほうじんこくさいこうりゅうききん しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
独立行政法人国際交流基金における障害を理由とする差別の解消の推進に

かん たいおうようりょう  
関する対応要領

へいせい ねん がつ にち  
平成28年3月16日

27-G-16

りぢちやうはつやくしよくいん  
理事長発役職員あて

もくてき  
(目的)

だい じょう ようりょう い か たいおうようりょう しょうがい りゆう さべつ  
第1条 この要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別  
かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう い か ほう  
の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」とい  
だい じょうだい こう きてい もと しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
う。)第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進  
かん きほんほうしん れいわ ねん がつ にちかくぎけつてい そく ほうだい じょう きてい  
に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定。)に即して、法第7条に規定す  
じこう かん どくりつぎょうせいほうじんこくさいこうりゅうききんやくしよくいん せんもんいん しょくたく じむほじょいん  
る事項に関し、独立行政法人国際交流基金役職員(専門員、嘱託、事務補助員  
とう ふく い か やくしよくいん てきせつ たいおう ひつよう じこう さだ  
等を含む。以下「役職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定める  
ものとする。

ふとう さべつてきとりあつかい きんし  
(不当な差別的取扱いの禁止)

だい じょう やくしよくいん ほうだい じょうだい こう きてい じむ また じぎょう  
第2条 役職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を  
おこな あ しょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい へつたつしょうがいおよ こうじ  
行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次  
のうきのうしょうがい ふく た しんしん きのう しょうがい なんびやうとう きいん しょうがい  
脳機能障害を含む。))その他の心身の機能の障害(難病等に起因する障害を  
ふく い かおな りゆう しょうがいしや しょうがいおよ しかがいてきしょうへき  
含む。)をいう。以下同じ。)を理由として、障害者(障害及び社会的障壁に

より継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

以下同じ。) でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利

利益を侵害してはならない。これに当たり、役職員は、別紙に定める留意事項

に留意するものとする。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合で

あっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年

法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むこ

とが望まれることを意味する（次条において同じ）。

（合理的配慮の提供）

第3条 役職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を

行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思

の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、

障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢

及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的

な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに

当たり、役職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

（監督者の責務）

第4条 役職員のうち、課長、室長、チーム長又は次長以上の地位にある者

(事務代理を含む。以下「監督者」という。)は、前2条に掲げる事項に関し、

障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に

関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に

関する認識を深めさせること。

(2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、

苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的

配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速か

つ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 役職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な

負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によって

は、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等

に付されることがある。

そうだんたいせい せいび  
(相談体制の整備)

だい じょう どくりつぎょうせいほうじんこくさいこうりゅうききん い か こくさいこうりゅうききん  
第 6 条 独立行政法人国際交流基金(以下、「国際交流基金」という)に、その

やくしょくいん しょうがい りゆう さべつ かん しょうがいしやおよ かぞく た  
役職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の

かんけいしや そうだんとう てきかく たいおう そうだんまどぐち そうむぶじんじか お  
関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口を総務部人事課に置く。

かいがいじむしょ かくしよちょう べつ さだ  
海外事務所については、各所長が別に定める。

2 そうだんとう う ばあい せいべつ ねんれい じょうたいとう はいりよ たいめん  
相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面の

でんわ でんし くわ しょうがいしや たにん  
ほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーション

をを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 だい こう そうだんまどぐち よ そうだんとう そうむぶじんじか しゅうやく そうだんしゃ  
第 1 項の相談窓口に寄せられた相談等は、総務部人事課に集約し、相談者

のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等にお

いて活用することとする。

4 だい こう そうだんまどぐち ひつよう おう じゅうじつ はか つと  
第 1 項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

けんしゅう けいはつ  
(研修・啓発)

だい じょう こくさいこうりゅうききん しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん はか  
第 7 条 国際交流基金において障害を理由とする差別の解消の推進を図る

ため、やくしょくいん たい ひつよう けんしゅう けいはつ おこな  
ため、役職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 あら やくしょくいん もの たい しょうがい りゆう さべつ かいしょう  
新たに役職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に

かん きほんてき じこう にかい について理解させるために、また、あら かに かんたくしゃ とした やく

しよくいん たい に対しては、しょうがい りゆう として さべつ かいしょうとう かん もと により やくわり

について理解させるために、それぞれ、けんしゅう じっし 研修を実施する。

3 やくしよくいん たい 役職員に対し、しょうがい とくせい りかい 障害の特性を理解させるとともに、しょうがいしゃ てきせつ たいおう

するために ひつよう 必要なマニュアルの かつようとう 活用等により、いしき けいはつ ほか 意識の啓発を図る。

ふそく 附則 この つうたつ 通達は、へいせい ねん がつ たち 平成28年4月1日から しこう 施行する。

ぜん ぶん しょう 前文(抄) (れいわ ねん がつ にち 令和6年2月28日 R5-G-7)

れいわ ねん がつ にち てきよう 令和6年4月1日から適用する。

どくりつぎょうせいほうじんこくさいこうりゅうききん しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
独立行政法人国際交流基金における障害を理由とする差別の解消の推進に

かん たいおうようりょう かか りゅういじこう  
関する対応要領に係る留意事項

## だい ふうとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かつ 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしゃ たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ざい  
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービ  
スや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限  
する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、  
しょうがいしゃ けんりりえき しんがい きんし くるまいす ほじょけん  
障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その  
た しえん ききとう りよう かいじょしゃ つきそ どう しゃかいてきしょうへき かいしょう  
他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための  
しゅだん りようとう りゆう おこな ふうとう さべつてきとりあつか しょうがい りゆう  
手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とす  
る不当な差別的取扱いに該当する。

また、しょうがいしゃ じじつじょう びやうどう そくしん また たっせい ひつよう とくべつ  
措置は、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の  
そ ち ふうとう さべつてきとりあつか しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの  
と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者  
たい ごうりてきはいりよ ていきょう しょうがいしゃ もの こと とりあつか  
に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、  
ごうりてきはいりよ ていきょうとう ひつよう はんい はいりよ  
合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ

しょうがいしゃ しょうがい じょうきょうとう かくにん ふとう さべつてきとりあつか あ  
障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

## だい せいとう りゆう ほんだん してん 第2 正当な理由の判断の視点

せいとう りゆう そうとう しょうがいしゃ たい しょうがい りゆう ざい  
正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。こくさいこうりゅうききん せいとう りゆう そうとう いな ぐたいてき  
国際交流基金においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、しょうがいしゃ だいさんしゃ けんりりえき れい あんぜん かくほ ざいさん  
く、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産のほぜん そんがいはっせい ぼうしとう およ こくさいこうりゅうききん じむまた じぎょう もくてき ないよう きのお  
保全、損害発生防止等）及び国際交流基金の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、ぐたいてきばめん じょうきょう おう そうごうてき きやつかんてき ほんだん  
具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

やくしよくいん せいとう りゆう ほんだん ばあい しょうがいしゃ りゆう ていねい  
役員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧  
に説明するものとし、りかい え つと のぞ さい しょくいん  
理解を得るよう努めることが望ましい。その際、職員と

しょうがいしゃ そろほう たが あいて たちば そんちよう そうごりかい はか  
障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが  
もと  
求められる。

### だい 3 ふとう さべつてきとりあつか れい 第3 不当な差別的取扱いの例

せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが れいおよ せいとう  
正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正  
りゆう  
当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は以下  
のとおりである。なお、きさい ないよう れいじ  
記載されている内容はあくまでも例示であり、これら  
の例だけに<sup>かぎ</sup>限られるものではないこと、せいとう りゆう そうとう いな  
正当な理由に相当するか否かについて  
は、こべつ じあん ぜんじゆつ かんてんとう ふ ほんだん ひつよう  
個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であるこ  
と、せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう ばあい  
正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、  
ごうりてきはいりよ ていきよう もと ばあい べつと けんとう ひつよう りゆうい  
合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意  
する。

(せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが れい  
正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- しょうがい りゆう いちりつ まどぐちたいおう きよひ  
障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
- しょうがい りゆう いちりつ たいおう じゆんじよ あとまわ  
障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- しょうがい りゆう いちりつ しょめん こうふ しりよう そうふ  
障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレ  
ていきようとう こぼ しりようとう かん ひつよう せつめい はぶ  
ットの提供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。
- しょうがい りゆう いちりつ せつめいかい とう しゅつせき  
障害があることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を



こば  
拒む。

○ 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、  
来訪の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がない  
にもかかわらず、障害を理由に付き添い者の同行を拒む。

○ 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性  
などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を  
拒否する。

○ 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所  
での対応を行う。

○ 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度  
など一律に接遇の質を下げる。

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

○ 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の  
発生が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を  
設定する。

(障害者本人の安全確保の観点)

○ 車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護  
するための対応を行う。(行政機関等の損害発生の防止の観点)

○ 手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認すること（障害者本人の損害発生の防止の観点）

#### 第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的

障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が  
過重でないものである。

2 合理的配慮は、国際交流基金の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、

必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない  
者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又  
は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要が  
ある。

その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれ

ている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、

当該障害者本人の意向を尊重しつつ「第5 過重な負担の基本的な考え方」

に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互

理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。

建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための

必要かつ実現可能な対応案を障害者と役職員が共に考えていくために、双方

がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が

社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、当該行政機関等として

対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深

め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えら

れる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて  
変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、  
状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて  
女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

なお、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮  
とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコ  
ストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関す  
る配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、拡大  
文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達な  
ど、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介する  
ものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、障害の特性等により本人の意思  
表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コ  
ミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等  
を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が

しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう  
社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に

かんが とうがいしょうがいしゃ たい てきせつ おも はいりよ ていあん けんせつてき  
鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的

たいわ はたら じしゅてき とりくみ つと のぞ  
対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 ごうりてきはいりよ ふとくていたすう しょうがいしゃとう りよう そうてい じぜん おこな  
合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる

けんちくぶつ か かいじょしゃとう じんてきしえん じょうほう こうじょう  
建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上

とう かんきょう せいび きそ こ こ しょうがいしゃ たい じょうきょう おう  
等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて

こべつ じっし そち かくぼめん かんきょう せいび  
個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の

じょうきょう ごうりてきはいりよ ないよう こと しょうがい じょうたいとう  
状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状況等が

へんか とく しょうがいしゃ かんけいせい ちようき ばあいとう  
変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、

ていきょう ごうりてきはいりよ てきぎ みなお おこな じゅうよう  
提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。なお、

たさう しょうがいしゃ ちよくめん う しゃかいてきしょうへき じょきよ かんてん  
多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点か

ら、ほか しょうがいしゃとう はきゆうこうか こうりよ かんきょう せいび おこなう  
ら、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、

そうだん ふんそうじあん じぜん ぼうし かんてん ごうりてきはいりよ ていきょう かん そうだん  
相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談

たいおうとう けいき きてい とう せいどかいせいとう かんきょう せいび はか  
対応等を契機に、規程やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることも

ゆうこう  
有効である。

第5 かいじゅう ふたん きほんてき かんが かつ  
第5 過重な負担の基本的な考え方

かいじゅう ふたん ぐたいてき けんどう かいじゅう ふたん かくだいかいしゃく  
過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するな

どして法の趣旨を損なうことはなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、

具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

役職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由

を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述

のとおり、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、

建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に

検討することが求められる。

○ 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なう

か否か）

○ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

○ 費用負担の程度

## 第6 合理的配慮の例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、

多様かつ個別性の高いものであるが、例としては、次のようなものがある。

なお、記載した例はあくまでも例示であり、あらゆる事業者が必ず実施す

るものではないこと、記載されている例以外であっても合理的配慮に該当する

ものがあることに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であった場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、役員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 視覚障害のある者又は盲ろう者に対して誘導（同行）を行う。
- パニック発作が発生した場合に、臨時の休憩スペースを設ける。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが

むずか ちょうかくしょうがい ものまた もう しゃ たい て が とう もち わ  
難しい聴覚障害のある者又は盲ろう者に対し、手書きのボード等を用いて、分  
かりやすく案内し誘導を図る。

○ イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動  
をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等  
について聞き取った上で、落ち着かない様子ときは個室等に誘導する。

○ 視覚障害のある者又は盲ろう者にトイレの個室を案内するよう求めがあ  
った場合に、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がい  
る場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通への配慮の例)

○ 筆談、読み上げ、手話、拡大文字、触覚による意思伝達などのコミュニケ  
ーション手段を用いる。意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用  
して意思を確認する。

○ 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

○ 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい  
記述で伝達したりする。

○ 比喻表現等が苦手な障害者に対し、比喻や暗喩、二重否定表現などを  
用いずに具体的に説明する。

○ 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容



が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、

漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮

を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

○ 視覚障害のある者又は盲ろう者から申し出があった際に代筆する。

○ 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は

聴覚に障害のある参加者や知的障害を持つ参加者に対し、ゆっくり、丁寧な

進行を心がけるなどの配慮を行う。

○ 会議の進行に当たっては、役員等が参加者の障害の特性に合ったサポー

トを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

○ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、

手続き順を入れ替える。

○ 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、

当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

○ スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い

席を確保する。

○ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等があ

場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。

○ 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある出席者の理解を援助する者の同席を認める。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

○ 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。

○ イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。

○ 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよ

う対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。

○ 介助を必要とする障害者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める申し出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者である障害者本人の個別事情等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること。

○ 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申し出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

○ 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)

○ 抽選申込みとなっている講座への参加について、抽選申込みの手続きを行うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること(障害者でない者との比較において

同等の機会を提供を受けるためのものであることの観点)

- イベント当日に、視覚障害のある者又は盲ろう者から職員に対し、イベント会場内を付き添ってブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がないことから対応を断ること。(過重な負担(人的・体制上の制約))